

山新観光 旅行条件書

(国内/募集型企画旅行
取引条件説明書)

観光庁長官登録旅行業第127号(社)日本旅行業協会正会員



山新観光株式会社



旅行業公正取引
協議会 会員

この書面は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同12条の5による契約書面の一部になります。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、山新観光株式会社(以下「当社」という)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 募集型企画旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、パンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社募集型企画旅行契約約款によります。(特約がある場合は、それを優先します)

2. 旅行契約の申込方法

- 当社所定の旅行申込書に所定事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金(基準旅行代金より算出)又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部・全部として取扱います。
・申込金として次のとおり申し受けます。

区分	基準旅行代金が1万円未満	旅行代金の20%
区	基準旅行代金が10万円以上15万円未満	30,000円
分	基準旅行代金が5万円以上10万円未満	20,000円
	基準旅行代金が1万円以上5万円未満	10,000円
	基準旅行代金が1万円未満	全額

- 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点で契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日から起算して3日目に当たる日までに、前号に定める金額の申込金と申込書を提出していただきます。キャンセル待ちも1)と2)は同様の手続きが必要となります。
なお、お客様から当該期間内に申込金の提出がなされないときは、当社は、予約がなかったものとして扱います。
- 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とするお客様は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

3. 申込条件

- 未成年の方のご参加は両親又は保護者の同意書や、75歳以上の方のご参加は、その旨お申出いただき健康診断書の提出をお願いすることもあります。いずれの場合においても、同伴者の同行等を条件とする場合があります。(費用は旅行者負担)
- 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。その場合医師の診断書を提出していただき、団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、同伴者の同行等を条件とする場合があります。(費用は旅行者負担)
- 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は加療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることがあります。(一切の費用は旅行者の負担)
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、やむを得ず旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無について必ず当社・添乗員若しくは当社の手配代行業者にご連絡いただきます。
- 次に掲げる場合については、お申出をお断りする場合があります。
 - 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しないとき。
 - 他の旅行者に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると思われるとき。
 - 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
 - その他当社の業務上の都合があるとき。
- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
 - 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より、会員の署名なくして旅行代金(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」という)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または決済できないときや業務上の理由等でお受けできない場合があります。※当社とは、当社及び受託旅行業者をいいます。
 - 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
 - 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

4. 契約の成立時期と団体・グループ契約について

- お客様との旅行契約については、当社が契約の締結を承諾し、第3項の申込金を受理した時に成立します。また団体・グループの場合申込みは、その代表者を契約責任者として契約の締結及び解除に関する契約取引を行います。
- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
 - 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
 - 当社は、契約責任者が構成者に対して負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らかの責任を負うものではありません。
 - 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

5. 旅行代金(基本・追加・割引・基準「お支払い対象」旅行代金)

- 基本・追加・割引旅行代金は当該パンフレット等に明示します。お支払いは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前となります。また基準旅行代金とは、基本旅行代金と追加旅行代金(別手配のチケット・他社実施のオプションツアーは除外)を含めた代金から割引旅行代金を引いたものをいい、申込金・取消料・違約料・変更補償金の算出基準となるものです。

6. 旅程管理業務を行う者の有無

- 添乗員の同行の有無は、パンフレット内の各コースに明示いたします。同行しない場合は、お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類を出発前にお渡し致しますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。この場合の当社への連絡方法は、契約書面又は確定書面(最終日程表)でお知らせします。

7. 基本旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した利用運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。特に表示のないときは、航空機はエコノミークラス鉄道は普通席を利用します。)、バス料金、宿泊料金(1室利用人員は当該パンフレットに明示)、食料料金、観光料金、添乗サービス料金(添乗員が

同行する場合)、団体行動中のチップ及び手荷物料金・旅客施設使用料(空港により必要な場合)及び特に明示したその他の費用等。

上記の費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。

お一人様スーツケース1個の手荷物の全行程中の運搬料金(重量は身の回り品を含めて15kgまで。但し、運送機関によって異なりますので詳しくは係員にお問い合わせください。)手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

8. 基本旅行代金に含まれないもの

前項の外は基本旅行代金の中に含まれていません。その一部を例示します。超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)、飲食物、クリーニング代、電報・電話料、ホテルのルームボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料、傷害・疾病に関する治療費、個室を希望して使用される場合の追加代金、自宅から発着地までの交通費・宿泊費、希望者のみ参加するオプションツアーの旅行代金。

9. 確定書面(最終日程表)の交付

確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終日程表)は、旅行開始日の8日前までに交付いたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に募集型企画旅行の申込みがあった場合には出発当日までに交付いたします。又、交付期日前であつてもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

10. 旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

11. 旅行代金の額の変更

- 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減少することがあります。
- 1)により旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- 1)により旅行代金を減額するときは、利用する交通機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- 第10項に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(取消料・違約料・その他費用を含む。)の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際に範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。取り消しによって利用人数が変更となったとき、取り消しのお客様より所定の取消料をいただきます。

12. お客様の交替と必要書類記入について

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、実費及び手数料として1万円を添えて当社に提出していただきます。契約を譲り受けたい方は当社の承諾により一切の権利及び義務を継承することになります。申込書など必要事項に記入のお客様の氏名を正確に記入をお願いします。誤って記入した場合、全ての訂正に関わる費用はお客様の負担となります。また訂正が認められない場合、旅行契約の解除となり、当社所定の取消料が必要となります。

13. 旅行者による旅行契約の解除

- お客様は、いつでも次に定める取消料を支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。また、通信契約を解除する場合には、当社は提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。またご変更及びお取消しにつきましては、営業時間内にお申込みの販売店にお申し出ください。(営業時間は販売店などで異なります。事前にご確認ください。)

募集型企画旅行契約の解除期日	取消料
(1)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合【(2)から(5)までに掲げる場合を除く。】	基準旅行代金の20%
(2)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合【(3)から(5)までに掲げる場合を除く。】	基準旅行代金の30%
(3)旅行開始日の前日に解除する場合	基準旅行代金の40%
(4)旅行開始当日に解除する場合【(5)に掲げる場合を除く。】	基準旅行代金の50%
(5)旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	基準旅行代金の100%
※貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

- 2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づき、お取消しになる場合も上記の取消料をお支払いいただきます。
 - 取消料の対象となる基準旅行代金とは表記の基本旅行代金に追加旅行代金を加えた合計額です。
- お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。
 - 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表欄に掲げるものその他の重要なものでないときは、この限りではありません。
 - 第11項第2号の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対して、第9項の期日までに、確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、1)の規定にかかわらず取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領できなくなった部分の契約を解除することができます。
- 4)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受

領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限り)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除-旅行開始前

- 当社は、次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - 参加者数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
 - スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 通信契約を締結した場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規定に従って決済できなくなったとき。
- キャンセル待ちで、利用運送機関の座席・宿泊施設の手配ができなかったときはすでに収受している基準旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。
- お客様が期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当該期日の翌日において、お客様が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、前項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
- 当社は、上記①に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については、3日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知いたします。

15. 当社による旅行契約の解除-旅行開始後

- 当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始後であっても、お客様にあらかじめ理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これら他の者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施をさまたげるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能になったとき。
- 当社が1)の規定に基づいて旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に関する金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
- 当社が1)①、③により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るために必要な手配をします。ただし、出発地に戻るための旅行に要する費用はお客様の負担となります。

16. 旅行代金の払い戻し

- 当社は、第11項の規定により旅行代金が増額された場合又は第15項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。ただし、前項の各号に掲げる場合で、募集型企画旅行契約が解除されたとき(旅行者が第13項の規定により取消料も支払わなければならないときを除きます)には、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用は、お客様の負担となります。
- 当社は、お客様と通信契約を締結した場合であつて、規定により旅行代金が増額された場合は通信契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、お客様に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

17. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

- お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
 - 1)の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- ## 18. 当社の指示・保護措置の実施
- お客様は旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
 - 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害その他の事由により保護(医師の診断・加療を含む)を要する状態と判断した場合、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した一切の費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。
- ## 19. 添乗員等の業務
- 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者(当社の手配代行等)を同行させて第17項に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。

